

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：土木建築部下水道課

1 事業概要	事業名：中城湾南部流域下水道事業(西原処理区)		前再評価年度：平成17年度			
	事業種別：下水道事業	事業主体：沖縄県	(H8～H27)			
	事業箇所：中城村、西原町、与那原町、南城市	根拠法令：下水道法・都市計画法	事業期間：H8～H42			
	総事業費(百万円)：(43,261) 51,882	費用内訳：補助 2/3、3/4	事業量：(1,589.4ha) 1726.6ha			
(整備目的)	本流域下水道は、“中城湾南部流域下水道西原処理区”として南城市、西原町、与那原町、中城村の1市2町1村で構成されている。近年の生活様式の多様化及び社会経済の発展に伴い、公共用水域の水質悪化が懸念されているため、都市環境の整備と公衆衛生の向上に寄与すると共に、公共用水域の水質保全に資する事を目的とし、効率的な下水道整備を行う。					
1-2 前再評価以降の計画変更	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に全体計画の見直しを実施した(主な変更内容は以下のとおり) ・事業区域(全体計画)の拡大(1589.4ha→1726.6ha) ・計画処理人口の変更(H27:94,400人→H42:80,600人) ・計画汚水量の変更(H27:47,500m³/日→H42:33,800m³/日) ・総事業費の変更(H27:43,261百万円→H42:51,882百万円) 					
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(10年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()					
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(事業計画の見直し) 下水道事業は広域的に整備を行うため事業規模が大きく、また流入下水量の増加に合わせて施設を段階的に整備するため事業期間が必然的に長くなる。当事業については完成予定年度が平成42年度となり、再評価後10年を経過していることから再々評価に至った。					
4 事業の進捗状況 (H27.3時点)	項目	事業費(百万円)	幹線延長(km)	用地取得 処理場+2ポンプ場	整備面積(ha)	水処理能力 (m ³ /日)
	計画	51,882	27.7	7.8	1,726.6	35,600
	実施済	33,504	27.7	7.8	852.6	11,870
	率	65%	100%	100%	49%	33%
4-2 前再評価以降の主な進捗	前回再評価時の整備面積を約340haから約853haに拡大し、整備目的の達成に寄与している。また中城ポンプ場及び佐敷ポンプ場の整備を概ね完了しており、西原浄化センター水処理施設は2/3系列の整備を残している。					
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 H27年) (単位:百万円)	① 生活環境の改善	70,217	① 管渠	57,421		
	② 便所の水洗化	116,760	② 処理場・ポンプ場	67,871		
			③ 用地費	5,068		
総便益	基準年換算(B)	186,977	④ 維持管理費	14,660		
	総費用		基準年換算(C)	145,020		
	費用便益比(B/C) = 186,977 / 145,020 = 1.29					
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：近年の人口減少等の社会情勢を踏まえた計画見直しを平成26年度に実施した。平成27年5月に、大型MICE施設のマリンタウン地区への建設が決定した。 ② 地元・自治体：当事業に対しては、概ね地元の理解が得られており、特に大きな変化はない。流域関連市町村にて中城湾南部流域下水道促進協議会を設立し、下水道整備の促進と普及への活動に取り組んでいる。 ③ 利害関係者：用地は既に取得済みであり特に大きな変化はない。					
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 中城湾南部流域の下水道整備は西海岸地域と比べ遅れており、重要な観光資源である海域を始めとして、公共用水域の水質保全及び快適な居住環境を確保するため、下水道の整備は必要不可欠である。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 当該事業は各種汚水処理施設の整備を計画的、効率的に進めるための基本方針である「沖縄汚水再生ちゅら水プラン」(平成23年3月策定)に基づき進めており、また流域幹線の整備が完了していることから現計画に基づき推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 平成26年度末の本事業の計画面積整備率は約49%であり、全体の約半分の整備が完了している。下水道の普及による公共用水域への影響について、近年10ヶ年で放流先の中城湾水域では、平成20年に一部環境基準値(COD:2.0mg/L)を超えたものの、以降基準値を遵守できている。今後更に下水道普及を促進することで、より一層の公共用水域における水質改善効果が期待できる。 下水道処理人口普及率(下水道の利用可能人口/全行政人口) = 39.7%(H26年度末) 下水道水洗化率(下水道の利用人口/下水道の利用可能人口) = 55.8%(H26年度末)					
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：流域幹線が整備完了していることから、今後処理区の拡大を図り、年々増加する流入下水水量に併せて西原浄化センターを段階的に整備する。 ② 対住民関係：下水道の普及促進、啓発活動を関係市町村と協力し、水洗化率の向上に努める。 ③ 執行体制等：現在の体制で執行可能である。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止					
10 その他 (前再評価での主な意見等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の環境のため、合併浄化槽か、もしくは本管に接続するよう条例で強制力を持たせた方がよい。水を汚さず、自然に戻すのは義務であるとの県民コンセンサスが必要である。 ・ 住民のワークショップで水環境に対する意識を高め、住民自ら選択して水処理の方向を決めるべきである。 					

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画